

## PayPay カード会員規約

旧	新
<p>第 19 条（費用の負担）</p> <p>会員は、当社に対するカード利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。</p> <p>1. 会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として、当社所定の手数料を別に支払うものとします。なお、当該手数料は、当社所定のウェブサイト又は会員サイトで告知その他当社所定の方法でお知らせします。</p> <p>2. 会員は、貸付又は返済を行う際の ATM 手数料（ただし貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内で当社の定める額）及び振込手数料・収納手数料（コンビニエンスストアでの支払など）を負担するものとします。ただし、当社が認める支払方法については免除するものとします。</p> <p>3. 会員は、当社より本規約第 24 条第 1 項第 2 号に基づく書面による催告を受けた場合は、当該催告に要した費用を負担するものとします。</p> <p>4. 会員が貸金業法又は割賦販売法で定める書面の再発行を希望する場合には、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>5. 会員が当社に支払う費用等について、公租公課が課される場合又は公租公課（消費税等を含みます。）が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。</p>	<p>第 19 条（費用等の負担）</p> <p>会員は、当社に対するカード利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。</p> <p>(1) 会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として、当社所定の手数料を別に支払うものとします。なお、当該手数料は、当社所定のウェブサイト又は会員サイトで告知その他当社所定の方法でお知らせします。</p> <p>(2) 会員は、貸付又は返済を行う際の ATM 手数料（ただし貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内で当社の定める額）及び振込手数料・収納手数料（コンビニエンスストアでの支払など）を負担するものとします。ただし、当社が認める支払方法については免除するものとします。</p> <p>(3) 会員は、当社より本規約第 24 条第 1 項第 2 号に基づく書面による催告を受けた場合は、当該催告に要した費用を負担するものとします。</p> <p>(4) 会員が貸金業法又は割賦販売法で定める書面の再発行を希望する場合には、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>(5) 会員が当社に支払う費用等について、公租公課が課される場合又は公租公課（消費税等を含みます。）が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。</p> <p>(6) 会員は、支払債務を口座振替等により支払日に支払えなかった場合、または当社指定口座への振込その他の支払い方法により支払日に支払えなかった場合には、事務処理手数料および支払債務（ただし、カードキャッシングの支払金を除く）の弁済の受領に要する費用として、275 円（税込）を負担するものとします。</p>
2024 年 7 月 24 日	2024 年 11 月 18 日

## PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約

旧	新
<p>第 19 条（費用の負担）</p> <p>会員は、当社に対するカード利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。</p> <p>1. 会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付</p>	<p>第 19 条（費用等の負担）</p> <p>会員は、当社に対するカード利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。</p>

<p>した場合は、振込用紙送付手数料として、当社所定の手数料を別に支払うものとします。なお、当該手数料は、当社所定のウェブサイト又は会員サイトで告知その他当社所定の方法でお知らせします。</p> <p>2.会員は、貸付又は返済を行う際の ATM 手数料（ただし貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内で当社の定める額）及び振込手数料・収納手数料（コンビニエンスストアでの支払など）を負担するものとします。ただし、当社が認める支払方法については免除するものとします。</p> <p>3.会員は、当社より本規約第 24 条第 1 項第 2 号に基づく書面による催告を受けた場合は、当該催告に要した費用を負担するものとします。</p> <p>4.会員が貸金業法又は割賦販売法で定める書面の再発行を希望する場合には、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>5.会員が当社に支払う費用等について、公租公課が課される場合又は公租公課（消費税等を含みます。）が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。</p>	<p>(1) 会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として、当社所定の手数料を別に支払うものとします。なお、当該手数料は、当社所定のウェブサイト又は会員サイトで告知その他当社所定の方法でお知らせします。</p> <p>(2) 会員は、貸付又は返済を行う際の ATM 手数料（ただし貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内で当社の定める額）及び振込手数料・収納手数料（コンビニエンスストアでの支払など）を負担するものとします。ただし、当社が認める支払方法については免除するものとします。</p> <p>(3) 会員は、当社より本規約第 24 条第 1 項第 2 号に基づく書面による催告を受けた場合は、当該催告に要した費用を負担するものとします。</p> <p>(4) 会員が貸金業法又は割賦販売法で定める書面の再発行を希望する場合には、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>(5) 会員が当社に支払う費用等について、公租公課が課される場合又は公租公課（消費税等を含みます。）が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。</p> <p>(6) 会員は、支払債務を口座振替等により支払日に支払えなかった場合、または当社指定口座への振込その他の支払い方法により支払日に支払えなかった場合には、事務処理手数料および支払債務（ただし、カードキャッシングの支払金を除く）の弁済の受領に要する費用として、275 円（税込）を負担するものとします。</p>
2024 年 7 月 24 日	2024 年 11 月 18 日

## PayPay カード（PayPay 決済用）会員規約

旧	新
<p>第 20 条（費用等の負担）</p> <p>会員は、当社に対する本サービス利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。</p> <p>(1) 会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として、当社所定の手数料を別に支払うものとします。当該手数料は、当社所定の方法でお知らせします。</p> <p>(2) 会員は、貸付又は返済を行う際の ATM 手数料（ただし貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内で当社の定める額）及び振込手数料・収納手数料</p>	<p>第 20 条（費用等の負担）</p> <p>会員は、当社に対する本サービス利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。</p> <p>(1) 会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として、当社所定の手数料を別に支払うものとします。当該手数料は、当社所定の方法でお知らせします。</p> <p>(2) 会員は、貸付又は返済を行う際の ATM 手数料（ただし貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内で当社の定める額）及び振込手数料・収納手数料</p>

<p>(コンビニエンスストアでの支払など)を負担するものとします。ただし、当社が認める支払方法については免除するものとします。</p> <p>(3) 会員は、当社より本規約第 26 条第 1 項第 2 号に基づく書面による催告を受けた場合は、当該催告に要した費用を負担するものとします。(4) 会員が割賦販売法で定める書面の再発行を希望する場合には、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>(5) 会員が当社に支払う費用等について、公租公課が課される場合又は公租公課(消費税等を含みます。)が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。</p>	<p>料(コンビニエンスストアでの支払など)を負担するものとします。ただし、当社が認める支払方法については免除するものとします。</p> <p>(3) 会員は、当社より本規約第 26 条第 1 項第 2 号に基づく書面による催告を受けた場合は、当該催告に要した費用を負担するものとします。</p> <p>(4) 会員が割賦販売法で定める書面の再発行を希望する場合には、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>(5) 会員が当社に支払う費用等について、公租公課が課される場合又は公租公課(消費税等を含みます。)が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。</p> <p>(6) 会員は、支払債務を口座振替等により支払日に支払えなかった場合、または当社指定口座への振込その他の支払い方法により支払日に支払えなかった場合には、事務処理手数料および支払債務(ただし、カードキャッシングの支払金を除く)の弁済の受領に要する費用として、275 円(税込)を負担するものとします。</p>
2024 年 7 月 24 日	2024 年 11 月 18 日